

3 一宮環政発第 32 号
令和 3 年 5 月 17 日

愛知県知事 様

一宮市長 中野 正



(仮称) 名岐道路 (一宮～一宮木曾川) 環境影響評価方法書に
対する意見について (回答)

令和 3 年 4 月 27 日付け、3 環活第 59 号にて照会のありましたことにつ
いて、環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

1 全般的事項

- (1) 事業計画の具体化に当たっては、環境に十分配慮するとともに、適切に調査を実施し、確実性の高い予測及び評価を実施すること。
- (2) 調査地点及び予測地点については、道路構造、住居の立地状況等を踏まえ適切に設定するとともに、設定理由を準備書においてわかりやすく示すこと。
- (3) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 今後の環境影響評価手続きにおいて、評価の項目や手法の選定に係る最新の知見が得られた場合には、必要に応じて項目や手法を見直し、追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質、騒音、振動

- (1) 交通量、騒音及び振動等の状況を十分踏まえ、環境に影響の少ない工事車両のルート設定に努めること。
- (2) 事業実施区域及び周辺地域には、住宅地、学校、福祉施設等が存在していることから、低公害型の建設機械の積極的な導入等により、環境負荷の低減を図ること。
- (3) 対象道路と接続する関連道路等との複合的な影響についても併せて検討すること。

3 低周波音

事業実施区域及び周辺地域には、住居等が存在することから、事業計画の具体化に合わせ、将来の住居等の立地可能性も考慮し、適切な地点で調査、予測及び評価を行うこと。



- 4 水質
事業実施区域及び周辺地域には、河川等が存在することから、工事に伴い発生する濁水の流出防止に十分配慮すること。
- 5 日照
事業実施区域及び周辺地域には、住居等が存在することから、日照阻害による影響を適切な地点で調査、予測及び評価を行うこと。
- 6 動物、植物、生態系
(1) 現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導、助言を得ながら、その保全に十分配慮すること。
(2) この地域の生態系ネットワークに十分配慮し、必要に応じ、野生動物の移動経路を確保する等、適切な事業計画を検討すること。
(3) 事業実施区域及び周辺地域には、水辺の動植物の生息生育の場である河川や水田等が存在していることから、事業計画の具体化に当たっては、その保全に十分配慮すること。
(4) 必要に応じて、自動車交通の安全性を確保しつつ、照明灯の設置により動植物への影響を生じさせない範囲内で、機器の選定、設置方法等に十分配慮すること。
- 7 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況
事業実施区域には文化財が存在するため、事業計画の具体化に当たっては、その保存に十分配慮すること。
- 8 廃棄物等
工事の実施に伴い、廃棄物や建設残土が多く発生する恐れがあるため、その有効利用を図るとともに、発生量の抑制に努めること。
- 9 温室効果ガス
工事の実施に伴う温室効果ガス排出量を把握するとともに、温室効果ガス排出量の削減に十分配慮すること。
- 10 その他
準備書の作成に当たっては、方法書に対する住民等の意見を十分検討し、わかりやすいものとなるよう配慮すること。

<担当> 藤浪、堀田

〒491-0201 一宮市奥町字六丁山 52 番地

環境センター北館

一宮市環境部環境政策課

電話 0586-45-9953 / FAX 0586-45-4450

メール kankyoseisaku@city.ichinomiya.lg.jp